

国民保護共同訓練について

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付
平成26年11月

1. 国民保護共同訓練について

(1) 国民保護法施行後の経過

H15年度 事態対処法成立・施行

H16年度 国民保護法成立・施行
「基本指針」閣議決定

H17・18年度 国民保護計画の策定

H17年度～ 国と地方の国民保護共同訓練
(主にCテロ、Eテロ訓練)

H20年度 Bテロ、Rテロの図上訓練を実施
実動訓練に病院、DMATが参加

H22年度 Rテロの実動訓練を実施
県境を越える避難を想定した図上訓練を実施

H23年度 空港における実動訓練を実施

H24年度 鉄道車両、駅ホームを使用した実動訓練を実施

H25年度 広域医療搬送を含めたRテロの実動訓練を実施(青森県)
国、区市との連絡調整を主眼としたBテロの図上訓練を実施(東京都)
船舶等を用いた広域避難を想定した図上訓練を実施(熊本県)

法制

計画・マニュアル

訓練

訓練の充実

(注) Cテロ: 化学剤を用いたテロ、Eテロ: 爆発物を用いたテロ、Bテロ: 生物剤を用いたテロ、Rテロ: 放射性物質を用いたテロ

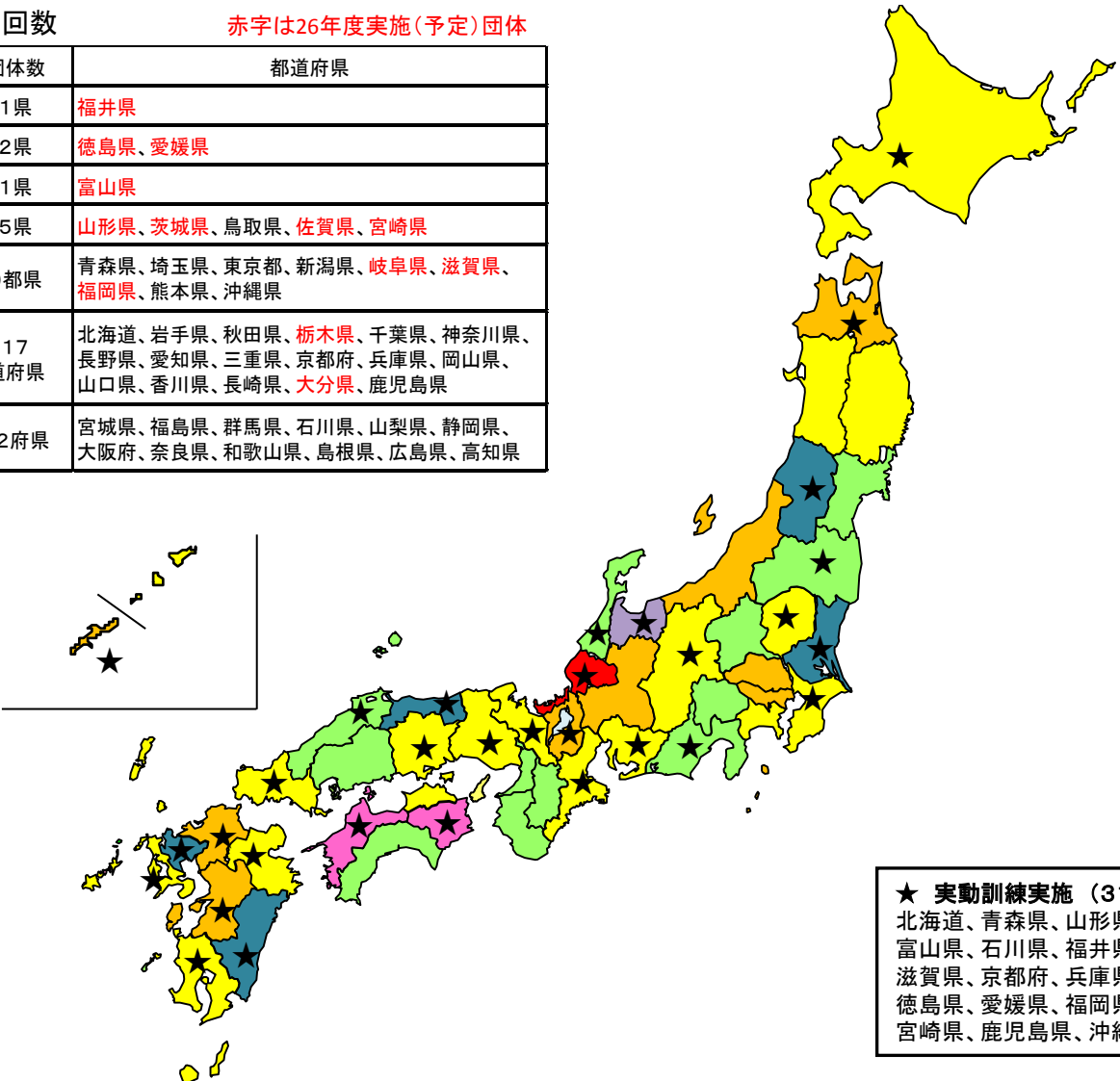
1. 国民保護共同訓練について

(2) 都道府県別・国民保護共同訓練の実施状況 (平成26年度末現在見込み)

国民保護法に基づき、関係機関相互の連携強化・機能確認を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施。

訓練実施回数 赤字は26年度実施(予定)団体

	団体数	都道府県
9回	1県	福井県
7回	2県	徳島県、愛媛県
5回	1県	富山県
4回	5県	山形県、茨城県、鳥取県、佐賀県、宮崎県
3回	9都県	青森県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、滋賀県、福岡県、熊本県、沖縄県
2回	17道府県	北海道、岩手県、秋田県、栃木県、千葉県、神奈川県、長野県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、長崎県、大分県、鹿児島県
1回	12府県	宮城県、福島県、群馬県、石川県、山梨県、静岡県、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、高知県



年度ごとの訓練実施状況

年度	区分	都道府県	計
H17	実動	1県	5県
	図上	4県	
H18	実動	3道県	11都道府県
	図上	8都府県	
H19	実動	5県	15府県
	図上	10府県	
H20	実動	4県	18県
	図上	14県	
H21	実動	4県	14都県
	図上	10都県	
H22	実動	3府県	10府県
	図上	7県	
H23	実動	3道県	12道県
	図上	9県	
H24	実動	6県	11県
	図上	5県	
H25	実動	3県	12都県
	図上	9都県	
H26	実動	4県	13県
	図上	9県	

(延べ121都道府県)

★ 実動訓練実施 (31道府県)
北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 平成26年度 国民保護共同訓練実施計画

種 別		実施都道府県	実施予定日	訓練シナリオ等
国 主 導 訓 練	実動(1件)	福岡県	1月中旬	化学剤を用いたテロ
	図上(2件)	茨城県	11月18日	爆発物を用いたテロ
		徳島県	2月上旬	爆発物を用いたテロ
県 主 導 訓 練	実動(3件)	富山県	10月1日	化学剤を用いたテロ
		栃木県	11月10日	化学剤を用いたテロ
		大分県	11月12日	爆発物を用いたテロ
	図上(7件)	福井県	1月中旬	爆発物を用いたテロ
		山形県	1月中旬	化学剤を用いたテロ
		岐阜県	1月下旬	爆発物を用いたテロ
		宮崎県	1月下旬	生物剤を用いたテロ
		愛媛県	1月下旬	生物剤を用いたテロ
		滋賀県	1月下旬	爆発物を用いたテロ
		佐賀県	2月上旬	爆発物を用いたテロ

3. 平成25年度の国民保護共同訓練について

12都県で訓練を実施（図上 9県／実動 3県）

No	実施 年月日	都道府県	区分		回数	シナリオ概要
※	1	東京都	国主導	図上	3	豊島区内及び武蔵野市内において発生した天然痘疑似症患者への対応
	2	千葉県	県主導	図上	2	千葉県国際総合水泳場において発生した爆破事案への対応及び近傍の複合商業施設において発見された爆発物への対応
※	3	青森県	国主導	実動	3	弘前市運動公園において発生したダーティボムによる爆破事案への対応
	4	愛媛県	県主導	図上	6	今治市内の大規模集客施設等において発生した爆破事案への対応及び爆発物等を所持した犯行グループ立てこもり事案への対応
	5	富山県	県主導	図上	4	魚津市内の公共施設において発生した生物剤（炭疽菌）散布事案への対応及びJR魚津駅において発見された爆発物への対応
	6	沖縄県	県主導	実動	3	北谷公園野球場において発生した化学剤を含んだ爆破事案への対応及び近傍の複合商業施設駐車場において発見された爆発物への対応
	7	愛知県	県主導	実動	2	名古屋市瑞穂公園野球場において発生した化学剤散布事案への対応
※	8	熊本県	国主導	図上	3	天草下島において発生した武装グループによる攻撃・潜伏事案への対応
	9	徳島県	県主導	図上	6	板野町内の体験交流拠点施設において発生した化学剤散布事案への対応及び化学剤等を所持した犯行グループ立てこもり事案への対応
	10	香川県	県主導	図上	2	高松市内の大規模集客施設において発生した爆破事案への対応及び爆発物等を所持した犯行グループ立てこもり事案への対応
	11	福井県	県主導	図上	8	大野市内のイベント会場において発生した化学剤散布事案への対応及び化学剤等を所持した犯行グループ立てこもり事案への対応
	12	新潟県	県主導	図上	3	新潟市内の大学等において発生した爆破事案への対応及び爆発物等を所持した犯行グループ立てこもり事案への対応

※ No1、3、8の国主導訓練については、次ページ以降に訓練概要を掲載

事例1 東京都国民保護共同図上訓練

1. 実施日時 平成25年9月13日(金) 13:00～16:30

2. 訓練想定 東京都内(豊島区及び武蔵野市)において、天然痘疑似症患者が発生し天然痘と診断される。

3. 訓練会場 東京都庁、豊島区役所、武蔵野市役所、総理大臣官邸、消防庁

4. 参加機関 81機関、323名

5. 訓練の特徴

○都及び複数の区・市に対策本部を実設

○設置主体の異なる保健所管内の区・市を含めたBテロ対処

事例1 東京訓練 ①事案の概要



事例1 東京訓練 ②Bテロ(天然痘)への対処

<天然痘疑似症患者発生後>

患者の検体の採取・検査機関への輸送
(天然痘ウイルスの有無の鑑定)

患者の専門医療機関への収容

患者の行動の把握(接触者の把握)
・発症後に接触した人(感染拡大防止)
・発症前に接触した人(感染源の究明)

<天然痘ウイルス(天然痘患者)確認後>

接触者へのワクチン接種の実施

感染症法による所管

保健所

保健所

保健所

保健所

関係機関による支援・連携等

・警察による車両先導
・迅速な検体輸送のための
関係機関ヘリ等の協力

・消防による患者搬送
・警察による車両先導

警察捜査への協力
(感染源の究明での連携)

区市町村による集団的
ワクチン接種の実施

<天然痘疑似症患者発生時における情報提供>

記者会見、報道発表
専用の電話相談窓口の設置
(医療機関用、一般用、接触者用)

国、都、区・市
[情報を共有し、それぞれ実施]

○主な成果

- ・ 今回の訓練は、東京都と区市の連絡調整を主眼とし、東京都庁、豊島区役所、武蔵野市役所にそれぞれ対策本部を設置して実施したが、都と区市間の連携要領について確認できた。
- ・ 天然痘事案への対応に関し、保健所設置主体ごとに、都と区市間、各地方公共団体の部局間における情報連絡系統について確認できた。
- ・ 天然痘事案における住民等への対応については、都に加えて区市においても報道発表及び相談窓口設置等の検討を行ったが、国と都、都と区市の間での連携が重要であることが認識できた。

○今後の課題

- ・ 天然痘事案においては、保健衛生担当部局と危機管理担当部局等との円滑な連携が特に重要であることから、それぞれの活動内容についての相互理解を更に深めていくことが必要
- ・ 天然痘事案においては、事案の広域化などが想定されることから、住民対応に係る都と区市町村間の連携要領について今後とも検討を行っていくことが必要

事例2 青森県国民保護共同実動訓練

1. 実施日時 平成25年11月7日(木) 11:30~15:30

2. 訓練想定

イベント開催中の弘前市運動公園において、放射性物質「セシウム137」を含んだ爆発物(ダーティボム)が爆発し、多数の死傷者が発生する。

3. 主な訓練会場

- ①弘前市運動公園……【初動対応、簡易除染・応急救護訓練、被災者搬送訓練等】
- ②医療機関 ……………【負傷者受入・医療救護訓練】
- ③青森空港 ……………【広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)運営訓練】
- ④弘前市立東小学校……………【避難所運営訓練】
- ⑤青森県弘前合同庁舎、総理大臣官邸…【テレビ会議、合同対策協議会運営訓練】

4. 参加機関 56機関、1,129人

5. 訓練の特徴

- 放射線危険区域等の設定
- 寒さに配慮した被災者の救助
- 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置・運営

事例2 青森訓練

①訓練内容と訓練実施場所

11:30 ダーティボム爆発事案発生

13:20 「緊急対処事態」認定



事例2 青森訓練 ②初動時における対応

○ ゾーニング及び個人防護措置

ダーティボム事案では、検知結果に基づくゾーニングと個人防護措置が重要。

- 消防による空間放射線量の測定・ゾーニング
- 専門機関の助言による個人防護措置の決定



陽圧式防護服による
NBC簡易検知



ゾーニング



簡易防護服による
救出救助活動

○ 寒さに配慮した被災者の救助

寒さに配慮して、トリアージ実施後の被災者の救護・除染を屋内で実施。

- 発災現場近傍施設の活用



赤タグ対応エリア



黄タグ対応エリア



緑タグ等対応エリア

○ 活動機関相互の連携

多数被災者発生時に限られた人員・資機材で効率的に活動するためには、活動機関相互の連携が重要。

- 活動機関の連携による救出救助活動
- ヘリによる要員・資機材の搬送



救出救助



警察・消防・自衛隊による共同隊員除染所



自衛隊ヘリによる要員等の搬送

○ 専門機関との連携

Rテロの被災者を収容する医療機関や避難所の活動では、専門機関との連携が重要。

- 治療方針に関する助言等
- スクリーニング等支援要員の派遣、資機材の提供



放医研からの助言等
(被ばく医療機関)



スクリーニング・
医療処置への支援
(非被ばく医療機関)



スクリーニング
などへの支援
(避難所)

○主な成果

- ・ 放射性物質を用いたテロ等による災害では、空間放射線量率の測定とゾーニングの実施による被災者の救出救助をはじめ、搬送、医療機関・避難所への収容の各段階において、放射線被ばく管理と放射性物質による汚染拡大防止が重要であることが認識できた。
- ・ 寒さに配慮して、屋外（一時退避エリア）でトリアージ実施後、被災者を屋内（救護・除染エリア）に搬送・誘導し、応急救護、簡易除染等を実施したが、被災者への配慮の必要性を再認識するとともに、屋内施設を活用した対処のあり方について一案を得ることができた。
- ・ 被ばく医療機関ではない医療機関において、放射線関係の専門機関（受入準備・スクリーニング）や被ばく医療機関から派遣されたDMAT（医療処置）の支援を受けつつ、放射性物質による汚染が疑われる患者の受入・医療救護について演練できた。
- ・ 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を青森空港に設置し、内部被ばくが強く疑われる患者の収容、航空搬送に備えた医療処置を実施するなど、被ばく医療に係るSCUの設置運営要領を確認できた。

○今後の課題

- ・ 放射性物質を用いたテロ等による災害発生時には、発災現場のゾーニングや被災者の簡易除染を的確に行うことが重要であることから、基本に忠実に実施できるよう習熟を図ることが必要
- ・ 関係機関の協力のもとに運営する避難所において十分に情報の共有が図られるよう、避難所内の運営本部の機能や情報伝達のあり方について更に検討することが必要

事例3 熊本県国民保護共同図上訓練

1. 実施日時 平成26年2月4日(火) 13:00~17:00

2. 訓練想定 熊本県天草下島において、武装グループによる攻撃が発生。地元地方公共団体と警察、海上保安庁、自衛隊の関係機関が相互に連携をとりながら、熊本県内及び長崎県・鹿児島県への船舶等を用いて住民避難を実施する。

3. 訓練会場 熊本県庁、天草市役所、苓北町役場

4. 参加機関 86機関、322名

5. 訓練の特徴

○船舶等を用いた県境を越える広域避難

○地元地方公共団体、警察、海上保安庁、自衛隊が連携した避難実施

事例3 熊本訓練 ①事案の概要



● 避難の流れ

- ◇ 下島全域で連続的な爆破事案やライフラインの障害が発生し、国・県・市町との協議により、「県境を越える広域避難」とする方針を決定（ただし、避難誘導の態勢が整うまでの間は「屋内避難」）
- ◇ 警察及び自衛隊の増援部隊が到着し避難誘導の態勢が整う翌朝から、段階的に（要援護者を優先して）各地区毎に避難を開始。熊本県内、長崎県及び鹿児島県へ船舶、車両等で避難
その際、長崎県及び鹿児島県に対し、国民保護法第13条（事務の委託の手続の特例）に基づき、天草下島から両県への輸送手段の確保等の事務を委託
- ◇ 熊本県、長崎県及び鹿児島県で確保した輸送手段で不足する分については、国を通じて指定公共機関と調整し、避難開始2日目より指定公共機関の船舶による避難住民の運送を実施

<要避難地域の住民（一時滞在者含む）約7万9千人の避難方法>

対象者		避難方法
一般住民		各戸⇒一次集合場所（徒歩）⇒港等（バスにより搬送）
要 援 護 者	自力歩行可能	各戸・各施設⇒一次集合場所（支援者等同行のうえ徒歩）⇒港等（バス等により搬送）
	座位保持可能	各戸・各施設⇒港等（支援者等同行のうえ、救急車、福祉車両等により搬送）
	座位保持困難	各戸・各施設⇒①港（支援者等同行のうえ、救急車、福祉車両等により搬送） ②ヘリポート（支援者等同行のうえ、救急車、福祉車両等により搬送） ③その他（医師の判断により、状況が整い次第搬送）

● 避難の呼びかけ

防災行政無線、エリアメール、警察及び自衛隊と連携しながら広報車を活用して実施
（苓北町は防災行政無線の受信端末を各戸設置）

● 避難に要する期間

避難開始から2日間の見込み

○主な成果

- ・ 避難住民の輸送手段の確保等に関する「事務の委託」(国民保護法13条)をはじめ、要避難地域を管轄する県と避難先地域を管轄する県との具体的な協議事項について整理できた。
- ・ 指定(地方)公共機関と連携した船舶を用いた避難要領について一案を得ることができた。
- ・ 要避難地域内の要援護者の状況を把握するとともに、各々の状態に応じた避難要領や受入先との調整要領について確認できた。また、併せて「役場機能の移転」について検討を深めることができた。
- ・ 救援に係る役割分担、避難実施要領の作成に係る調整など、国民保護法に基づく県・市町間の手続について検証できた。

○今後の課題

- ・ 住民避難の検討に当たっては、避難先地域までの移動手段の確保と安全の確保を図ることが重要であり、今後とも、危機管理部局以外の関係部局や関係機関と連携した訓練を通じて検討を深めていくことが必要
- ・ 緊急事態発生時において、住民への広報や報道機関への対応は非常に重要であることから、そのあり方について検討を深めていくことが必要